

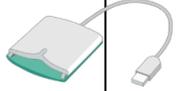
3

電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法

電子申請と電子納付により、自宅やオフィスから、いつでも提出と納付が可能になります。

まずは、利用前の準備を行います。

- ① 電子証明書を利用する場合:マイナンバーカード(取得は無料)とカードリーダーを入手します。(または認証局から電子証明書を入手します。)
- ID/パスワードを利用する場合:GビズIDアカウント(取得は無料)を入手します。
- ② e-Govホームページにアクセスし、パソコンが電子申請(e-Govの電子申請システム)に対応できるか確認します。



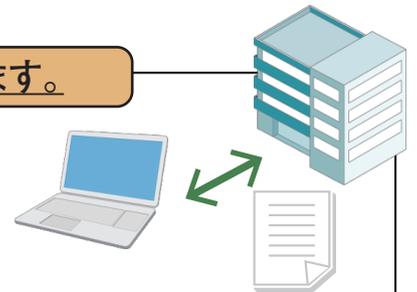
詳しくは、**労働保険関係手続の電子申請について**

検索

より、「事前準備ガイドBOOK」をご確認ください。

準備が完了したら、電子申請による申告書の提出を行います。

- ③ e-Govホームページで申請したい様式を検索し、画面上で申告書を作成します。
- ④ そのままe-Govホームページから電子申請します。
- ⑤ 事業主控についても、e-Govホームページから取得できます。



詳しくは、申告書の書き方のP.7に記載の、「労働保険料(年度更新申告)マニュアル」(P.2～)をご確認ください。

電子申請が完了した後、引き続き、電子納付による保険料等の納付が行えます。

- ⑥ e-Govホームページから、電子納付に必要な情報(*)を確認します。
(*) 電子納付には、「納付番号」、「確認番号」、「収納機関番号」が必要になります。
- ⑦ e-Govホームページ上でご利用になる金融機関を検索し、移動した画面の金融機関のインターネットバンキングにおいて電子納付します。



詳しくは、申告書の書き方のP.7に記載の、「労働保険料(年度更新申告)マニュアル」(P.65～)をご確認ください。

※電子申請した場合は、電子納付による納付だけでなく、申告書の領収済通知書(納付書)による納付も可能です。その場合は、日本銀行の歳入代理店へ領収済通知書(納付書)のみご持参ください。

※口座振替を利用されている場合は、電子納付及び領収済通知書(納付書)による納付を行わないでください。

●労働保険料の納期(令和3年度)

納期	全期・第1期	第2期	第3期
電子納付の納期限	7月12日	11月1日	1月31日

★ 第1期については、電子申請した場合のみ電子納付ができます。

★ 第2期、第3期については、送付される納付書に記載の電子納付に必要な情報により電子納付できます。

電子申請のための「アクセスコード」について

年度更新申告書に「アクセスコード※」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードする際に労働保険番号と「アクセスコード※」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

詳しくは「e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/> または右のQRコード)」や、P.7～P.9に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「e-Gov利用者サポートデスク」(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル))へお問い合わせください。



受付時間

4月・6月・7月:平日9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)

5月・8月から3月:平日9時から17時まで(土日・祝祭日および年末年始(12月30日から1月3日)は休止)

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

令和3年 月 日

あて先 〒XXXX-XXXX
〇〇市〇〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力数値コード

※各種区分 管轄② 保険関係等 業種 産業分類 711 06

①労働保険番号 X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

②増加年月日(元号:令和は9) 元号 月 日 ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) 元号 月 日

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数

※事業廃止等理由 ④ ⑤

⑦ 確定保険料区分

算定期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料・一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

注2)注1) 石綿による一般拠出金

なごんく折り返し

アクセスコード

※事業場が県外移転した場合は、アクセスコードは使用出来ませんのでご注意ください。

[電子申請よくある質問]

- Q1. 電子申請で手続きをしましたが、入力誤り(入力もれ)がありました。どうしたらいいのですか。
- A. 入力誤り等があった場合には、修正した内容での再度の手続きは不要ですので、まずは、管轄の労働局に連絡してください。
- Q2. 電子申請をした場合には、保険料の納付は、必ず電子納付で行う必要がありますか。
- A. 電子申請の場合でも、納付方法は任意ですので保険料の納付は、従来どおり、納付書で行うことができます。また、口座振替による納付(P.24及び裏表紙を参照)も可能です。
- Q3. e-Govの一括申請により、電子申請を行いました。問題なく受付されたのでしょうか。
- A. 申請先の労働局において、申告書の記載内容を確認し、申請内容に不備等がなければ、電子公文書(申請書控)を返信します。
- なお、一括申請において、労働保険番号の記入誤り、概算保険料額の入力もれなどが多くみられますので、申請する際には、入力内容を確認の上、申請してください。